

平成 26 年度 高知県地球温暖化防止県民会議 幹事会要旨

日 時 : 平成 27 年 3 月 26 日 (木曜日) 10 : 00 ~ 12 : 00

場 所 : 高知会館 3 階会議室「弥生」

出席者 : 別紙名簿のとおり (2 名欠席)

1 報告事項

(1) 県民会議の会員数について

県民会議の会員数について報告

(H27.3.26 現在、257 団体、昨年 5 月の総会以降 7 団体減)

(2) 各部会からの報告

ア 県民部会について

(ア) 部会・ワーキング・委員会の開催状況

部会は、4 回開催

レジ袋削減ワーキングは 3 回開催

交通エコポイント活用社会還元事業監理委員会は 2 回開催

(イ) 事業の実施状況

a 環境家計簿の取組推進事業

高知市をはじめ 5 小学校を対象にして延べ 7 回、地球温暖化の影響と具体的な
防止対策について学ぶ出前授業を実施

b ムーンナイトコンサート

9 月 8 日帯屋町公園で開催 来場者 227 名

四国 4 県連携のライトダウンイベント「ムーンナイト SHIKOKU」の一環で実施
月明かりの中でコンサートを楽しみながら CO2 排出削減を呼びかけ

c レジ袋削減取組推進事業

10 月～11 月に実施

男も(女も)持つぞ!マイバッグキャンペーン 2014 参加者 1,417 名

スーパーマーケット対抗レジ袋削減コンテスト 2014 参加社数 8 社、61 店舗

d 交通エコポイント活用社会貢献事業

WEB サイト「ですかでゴー」による事業の周知及び寄附協力依頼、寄附団体名の
公表を行った。

イ 事業者部会について

(ア) 部会・ワーキングの開催状況

a 部会は 1 回開催

地球温暖化の現状について高知地方気象台の黒田調査官による講演会
産業用メガソーラー事業について事業者による講演
役員改選

b ワーキングは 1 回開催

平成 26 年度の取組報告及び平成 27 年度の取組協議

(イ) 事業の実施状況

a ストップ温暖化宣言事業者推進事業

環境経営に取り組む事業者を宣言事業者として広く募集し、新たに 15 社が宣言、
通産 87 社が宣言済み

- b 環境フォーラム
2月6日に開催 参加者 63名
環境ジャーナリスト枝廣淳子氏による基調講演
エコアクション21事例発表会
- c エコアクション21推進事業
エコアクション21セミナーの開催 参加者 14名 11社
認証登録事業者は3月10日現在 204社
- d 省エネアドバイザー派遣事業
夏の節電だけでなく、冬場の節電を呼び掛けるチラシを作成し、広く利用を呼び掛けた結果、6社から派遣申込があり派遣を行った。
- e 省エネ機器導入促進事業
ホームページで、事業者の省エネ機器導入に関する補助金制度等の情報提供を行った。

ウ 行政部会

(ア) 部会・ワーキングの開催状況

- a 部会は2回開催
第1回は、部会長、副部会長、部会推薦幹事の選任、平成26年度事業計画の確認、夏の節電対策について情報の共有と協力の要請を行った。
第2回は、平成26年度活動報告及び平成27年度事業計画、行政部会からの県民会議会長賞対象者の推薦について協議のうえ承認を得た。

- b ワーキングは1回開催
地方公共団体地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定ワーキングを開催

(イ) 事業の実施状況

- a 地方公共団体実行計画の策定の推進
新たに北川村、梶原町において事務事業編を策定。また、安芸市、東洋町、安田町、芸西村、日高村において本年度中に策定予定
- b エコオフィス活動の推進
 - ① 環境マネジメントシステム導入
今年度新たに宿毛市、仁淀川町が導入し、あわせて9市町村が導入済み
 - ② エコドライブ
梶原町でエコドライブ講習会を実施 参加者 30名
 - ③ エコ通勤
実施期間 12月15日～12月21日
四万十市と県庁（8所属）で計39名が参加し、0.16tのCO2を削減
- c グリーン購入の推進
これまで9市町新において基本方針を策定済
- d 地球温暖化防止推進員の活用と連携
3市町村及び県において主催するイベント等で、推進員を活用した普及啓発を行っており、20名の推進員を派遣
- e 県民への地球温暖化防止の啓発
 - ① 節電・省エネの対策
昨年夏の厳しい電力需給状況を受け、第1回の行政部会において、広報誌を通じた家庭や事業所への節電の呼びかけ、庁舎・公有施設での節電取組強化の確認を行った結果、県内20市町村で広報等を実施しており、庁舎・

公有施設において 32 市町村が節電の取組を強化した。

② レジ袋削減キャンペーンの広報および参加

広報誌等を通じて、地域住民等へ県民部会開催のレジ袋削減キャンペーンへの参加を促すとともに、「職員への参加を呼び掛け、4 市町と県庁で 497 名が参加。

③ 電気自動車の普及

国の助成事業の開始に伴い、補助率のかさ上げが可能となる、「インフラ整備ビジョン」を平成 25 年度 7 月に策定し、県内の充電インフラの整備をサポートしている。当初計画の導入目標を上回る市町村が出てきたことから、平成 26 年 1 月及び 7 月にビジョンの改訂を行い、充電器の目標基数を増加させた。

確認交付済みの充電器は 18 市町村で急速充電器が 53 基、普通充電器が 42 基となった。

f 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進

国のグリーンニューディール基金事業を活用し、県内の防災拠点等に太陽光発電設備や蓄電池などの整備を行うもので、28 市町村及び 3 つの一部事業組合に整備予定。

○幹事からの意見等

意見 県民部会の「環境家計簿の取組」について 2 校がそれぞれ 6 月 27 と 9 月 18、10 月 7 日と 11 月 27 日と 2 回ずつ行っているが、内容は異なるのか。

回答 2 回に渡るカリキュラムということで、1 回目と 2 回目は別の内容となっている。

意見 事業者部会の「省エネアドバイザー」は、具体的な中身としてはソフト、ハード両方のアドバイスをを行うのか。

回答 2 回まで無料でアドバイザーが派遣される。具体的な派遣内容としては、1 回目は省エネ機器、空調、冷蔵設備等のハード面の確認を行う。そのうえで 2 回目に具体的な提案を従業員に講習という形で行う。

意見 申込みが減っているのは、アドバイス受けるまでもなく、企業が自主的にやっているところが大きいということか。

回答 そういったこともあるのではないかと考えている。事業者の中にそういった意識も高まっており、定着してきているのではないかとされる。

意見 事業者部会の「エコアクション 21」の取得は建設業に偏っており、産業廃棄物事業者は四国では非常に少ない。建設業には入札最低価格があるらしいが、産業廃棄物にはないと聞いた。それでは価格競争となり不法投棄等に繋がる。最低価格制度を設けるとともに、エコアクション 21 を取得するような仕組みを行政の方でやっていただきたい。

また、コンビニが増え県外の産業廃棄物事業者が入ってきているようだが、地元の業者を使えば CO2 排出削減にもなるので、できるだけ地域の事業者を活用するような施策はできないか。狭い地域で循環していくことがエコなので、そういうことも考慮していただきたい。

回答 最低価格制度を設けることができるのか、あるいは県内業者を優先できるのかは、時間をいただいて検討しなければ即答はできかねる。受け賜った意見については県の方でも検討していく。

- 意見 行政部会の「グリーン購入」について、策定済みが 6 市町村、策定予定が 5 市町村ということで、伸び悩んでいるようだが、妨げている要因は何かあるのか。
- 回答 グリーン購入の推進については、努力義務であるというところが一番大きいのではないかと。また、価格を比較したときに、割高になるというデメリットがあるので、環境意識と安い価格での調達というところを、どう両立を図るかについては、引き続き行政部会の中で研究が必要。
- 意見 毎年グリーン購入については、意見を差し上げているが、自治体の物品の購入にあたっては、安いところを極力選ぶという考え方がまだ残っているのではないかと。
- 昔は各部署で購入するため、購入の基準がマチマチだったが最近では、購入窓口を一本化している所も多い。そこで、グリーン購入を意識して購入する、また、購入の必要性を見直したり部署間での物品の不足や余剰を調整をする等、内部で意識した取組をしていくべき。
- 回答 策定予定のない市町村には重要性等を県の方から説明し、より強力な形でグリーン購入を進めるよう力を注いでいきたい。
- 毎年、貴重なご意見をいただきながら、進まないことに我々としても非常に悩むところではあるが一步一步前に進めていきたい。
- 意見 例えば、ひな形を示して促す、それでも策定予定がないというにはそれなりの理由があるのだから、それを聞いたうえで対応を。少なくとも次回以降は、「何故できないか」を備考欄に書いてもらいたい。
- 回答 ひな形は既に配っており、やっていないところには個々に言っているが、なかなか進まないのが正直なところ。
- ご指摘いただいた点については、次年度整理をしてご報告をさせていただきます。

2 協議事項

(1) 総会第 1 部について以下の説明を行った。

ア 平成 27 年度高知県地球温暖化防止県民会議総会（次第案）

イ 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告（案）

ウ 第 2 号議案 平成 27 年度事業計画（案）

ウ 第 2 号議案 平成 27 年度事業計画（案）

(ア) 県民部会

「家庭での二酸化炭素削減等の取組を、成果が見える化ながら進めていき、温暖化防止活動を行う県民をあらゆる機会を捉えて増やしていく」ことを事業目標とする。

27 年度は、26 年度実施分から、「環境家計簿の作成・普及」を除いた 5 つの事業を実施していく。

(イ) 事業者部会

「事業者の業務に関わる二酸化炭素排出削減等の取組を、その成果が見える化しながら進めていき、温暖化防止活動を行う事業者や従業員を持続的に増やす仕組み作りをする」ことを事業目標とする。

27年度は、26年度に引き続き、7つの事業を実施していく。

(ウ) 行政部会

「行政自らの温暖化対策を推進するとともに、県民、事業者と一体化した取組を推進する」ことを事業目標とする。

27年度は、26年度に引き続き、8つの事業を実施していく。26年度からの変更点としては、「①地方公共団体実行計画の策定の推進」の、具体的な取り組みとして、26年度は「実行計画事務事業編未策定市町村の解消」としていたものを27年度は、新たに「区域施策編策定市町村の拡大・事務事業編の着実な実行」として取り組む。

○幹事からの意見等

意見 県民部会の「環境家計簿」がなくなったのは、利用者が少なくなったのか。

回答 この事業は、一定のニーズがあり、喜んでもらっていたが、出前授業は地球温暖化防止活動推進員が主力でやってもらっている。来年度からは環境家計簿という枠よりも更に広く、地球温暖化全般で、身の回りの環境や省エネ、エコを考えてもらうような広がりのある活動を他の事業の枠で展開していく予定。

意見 事業者部会の事業計画で、太陽光発電は国の制度の見直しもあり先行きが見えない状況である一方でバイオマス発電はこれから伸びていく部分もある。再生可能エネルギーの今後の見通しについて、経営者への啓発等でアクションを起こす予定があるか。

回答 具体的に事業者部会ということとは、まだ考えてはいないが、高知商工会議所の中にエネルギー部会があり、その部会の委員にはエネルギーの供給者や実際にエネルギーを使う側の方々があり、そちらの部会で、バイオマス発電所の視察研修のようなものがないか考えている。こういった動きを事業者部会の中にも広めていければ。

意見 南海地震対策と絡んでくるが、高知はビニールハウスが多くあり、油を使用している。県が支援して、ビニールハウスを重油焚きボイラーから、木質ペレットあるいは RPF を燃焼した固形燃料使ったボイラーに変更するようなことはできないか。そうすると、地震が来ても火災の発生や油の流出もなくなる。是非検討をお願いしたい。

回答 地震対策というだけでなく、温暖化の面からも園芸用の施設・ハウスについて重油からの燃料転換を進めているところ。

木質バイオマスのペレット焚きのボイラーの導入促進、ヒートポンプによって省エネ化していくことに取り組んでいる。

これについては、農業分野と連携をとりながら、毎年状況等を把握している。後ほど施策に対する今年度の実績をご報告するので、そちらで内容をご確認いただきたい。

回答 園芸用の木質ペレットを使用したボイラーの導入を200台余り現在進めているが、通常のボイラーより3倍程高いということで、県からの支援がないと導入につながらないというのが大前提にある。ただ、再生可能エネルギーを広く利用していくという観点で、予算の許す範囲で支援をして徐々に導入されており、導入台数割合でいうと全国でもトップクラスという状況。もう1つの油の流出問題について

ては、流出しない静止弁の付け替えが防災の観点から進められているが、これも少し高いため苦慮している。ボイラーがもう少し普及して価格が安くなれば、ある程度の普及が見られるのではないかと。

そういった視点を、計画のなかに盛り込んだらどうかということですね。具体的にそういう導入を図るといふ文言を入れるという。

回答 災害対策のために導入を図るといふのは分かっているが、再生可能エネルギーの導入という観点で導入を図るといふことについては、高知県地球温暖化対策実行計画の具体的な施策のなかで記載している。毎年PDCAサイクルで内容を進捗管理しており、毎年ご報告しているのので後ほどその結果についてご報告をさせていただきます。

意見 木質バイオマスの利用が日本中で広がっており、木材の需要が高くこの勢いでいくと木が少なくなるのではないかと危惧されているところもあるが、一方、竹をペレット化して燃料できないかといった研究がされているところもある。そういう事業所や研究所があれば、進めていってほしい。

回答 高知県で年間に製造する木材の成長量はおよそ300万 m^3 と言われている。現在年間に伐採しているのは60万 m^3 に足りないため、今の水準あるいは産振計画で目標としている27年度目標の72万 m^3 を伐採しても、成長量4分の1にしか届かない。県としては森林資源を再生利用することにつながると考え、積極的に利用しようと思っている。竹については、木を1本切ると竹を1本切る場合の作業の時間はほとんど変わらないが、竹は小さくコスト高になるという点があり、採算を合わせるのが難しい。そのなかでも、例えば高級車のハンドルに使うとか、シート状に加工して付加価値を付けて高く売れるようなことに企業も取り組んでいる。

意見 事業者部会の「省エネ機器の導入」で、国の補正予算について周知を図っているが、その反応を受けて、平成27年度の計画で反映させる必要はないのか。

回答 電話での問い合わせは結構あり、補助金の説明会についての広報も行ったが補助金の申請自体は難しいものではなく、事業者がそのまま団体のほうに申し込めるようになっているため、それについての問い合わせはない。この補助金自体は、国が購入機器を指定して、それに対する性能証明を出して国に申請するというものだが、国が指定している機器自体、まだメーカーで製造ができていないという状況があると聞いている。自分たちも次年度どう動いていいのかわからない状況。

いただいたご意見については、事務局で整理するというので、1号議案・2号議案については、承認された。

(2) 総会第2部について

総会第2部の講演内容について事務局案を提示し、意見を求めた。

高知県地球温暖化対策実行計画において、部門別の重点的な取組として掲げている「再生可能エネルギーの導入」に関して、高知県内では、木質バイオマス発電所が高知市と宿毛市に完成し、今年から順次稼働を開始している。

木質バイオマス発電は、地域資源の有効活用と温室効果ガス排出量の削減の両方への効果が期待されており、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の拡充を背景に、全国的にも導入が多数計画されていることから、今回はこの木質バイオマ

ス発電のエネルギー利用の現状と地球温暖化対策についての講演を1つのテーマとして考えている。

事務局案というのは1つの試案であり、講演内容等についてはこの内容によらず、自由な形でご発言をいただきたい。

○幹事からの意見等

意見 太陽光で固定価格買い取りの単価も下がってきており、制度見直しもあって四国ではなかなか厳しい。蓄電システムが高度化されれば太陽光もまだ生き残る可能性もある。エネルギーの地産地消ということ言えば、可能性が広がると思うが、蓄電池がどういうふうなかたちになるのか最も気にしているところで、そういった切り口を入れていただけたら。

意見 大分県日田市が木質バイオマスだけでなく、いろいろなエネルギーを使って地域起こしをしている。最近の動向は把握していないが、ずいぶん前からここは環境モデルであったと思うので、案の1つに入れてはどうか。

講演のテーマは、いただいた意見もあわせて検討するとして、事務局に一任することで承認された。

(3) 県民会議の表彰について

ア 会長表彰

県民部会から2団体、行政部会から2団体の推薦

イ 部会長表彰

県民部会から5団体、事業者部会から1団体の報告

○幹事からの意見等

意見 表彰規程で部会長賞は同年度に会長賞に表彰されるもの以外で、部会の活動で顕著な実績をあげたものとあるが、サンブラザ新鮮館天王は会長賞と部会長賞の両方に入っている。取組の内容が異なるのか。

回答 ご指摘の通り同じ表彰対象、活動でのお話。再整理をさせていただく。

表彰については、事務局において、一部内容を再整理することとして、承認された

(4) 交通エコポイント活用社会還元事業について

交通エコポイント活用社会還元事業の管理主体の氏名、「ですでゴー」事業の実施要領の一部改正について事務局から提案、全会一致で承認された。

(5) 高知県地球温暖化対策実行計画の取組について

高知県の温室効果ガス排出量、吸収量の算定結果（暫定値）、重点的な取組及び評価方法の見直し、今年度の進捗状況等について説明した。

○幹事からの意見

意見 国からベストミックスやベースロードの話がこれから出てくると思うが、その動向をにらみながら実行計画の目標値は、適宜見直していくのか。

回答 実行計画の策定時と現状では状況が大きく異なる。これも見直す時期も近づいているが、国のほうで全体の方針を示してもらわなければならない。
国は、京都議定書の第一約束期間を参考したが、第二約束期間は脱落しており、今年パリでの次期枠組みについても国際交渉がなされるということで、その状況も見ながら県として検討していきたい。

(6) その他

次回幹事会の開催時期について

平成 27 年度の幹事会について、豊かの補助金を活用する際は申請前に幹事会に諮る必要があるため、補助金の募集締め切りに合わせて 8 月、10 月、12 月に幹事会の開催を予定し、補助金申請等の必要に応じて開催すること、また、3 月は総会に付議する議案について審議するため、必ず開催することを報告して閉会した。